

安全管理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、貨物自動車運送事業法（以下「法」という）第16条の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき項目を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、SBS ゼンツウ株式会社の貨物運送事業に係る業務活動に適用する。

第2章 輸送の安全を確保するための事業運営の指針

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第3条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

2. 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan、Do、Check、Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第4条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- 一 輸送の安全が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令および安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
- 二 輸送の安全に関する費用および投資を積極的かつ効率的に行なうよう努めること。
- 三 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置または予防措置を講じること。
- 四 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- 五 輸送の安全に関する教育および研修に関する具体的な計画を策定し、こ

れを適確に実施すること。

2. 下請事業者を利用する場合にあっては、下請業者の輸送の安全の確保を阻害するような行為を行なわない。さらに、下請業者と長期契約を結ぶ等の密接な関係にある場合は、可能な範囲において下請業者の輸送の安全向上に協力するよう努める。

(輸送の安全に関する目標と計画)

第5条 前条に掲げる方針に基づき、目標を策定するとともに輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施およびその管理体制

(社長等の責務)

第6条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

2. 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
3. 経営トップは、輸送の安全に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
4. 経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施および管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行なう。

(社内組織)

第7条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

- 一 安全統括管理者
- 二 運行管理者
- 三 整備管理者
- 四 その他必要な責任者

2. 営業所長は、輸送の安全に関し営業所を統括し、指導監督を行なう。

(安全統括管理者の選任および解任)

第8条 貨物自動車運送事業輸送安全規則第2条の六に規定する要件を満たすものの中から安全統括管理責任者を選任する。

安全統括管理者は、事業部門ごとに選任し複数名選任することを妨げない。

2. 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
 - 一 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。

- 二 身体の故障その他やむを得ない事由により職務を引続き行なうことが困難になったとき。
- 三 関係法令等の違反または輸送の安全の確保の状況を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引続き行なうことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第9条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- 一 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- 二 輸送の安全の確保に関し、その実施および管理の体制を確立、維持すること。
- 三 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標および計画を誠実に実施すること。
- 四 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- 五 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、経営トップに報告すること。
- 六 経営トップに対し、輸送の安全に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- 七 運行管理が適正に行なわれるよう、運行管理者を統括管理すること。
- 八 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育または研修を行なうこと。
- 九 その他輸送の安全確保に関する統括管理を行なうこと。

第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施およびその管理方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第10条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有および伝達)

第11条 経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行なうことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるよう努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え適切な対

処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第 12 条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

2. 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップまたは社内の必要な部署に速やかに伝達されるように努める。
3. 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第 1 項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むように必要な指示等を行なう。
4. 自動車事故報告規則に定める事故、災害があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告または届出を行なう。

(輸送の安全に関する教育および研修)

第 13 条 第 5 条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育および研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第 14 条 安全統括管理者は、自らまたは安全統括管理者が指名するものを実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも年に 1 回以上、適切な時期を定めて輸送に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害が発生した場合または同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

2. 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合にはその結果を、改善すべき事項が認められた場合にはその内容を、速やかに経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置または予防措置を講じる。
3. 前 2 項の内部監査は、SBS ホールディングスが内部監査を実施した場合には、報告結果に対応することにより代替することを可とする。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第 15 条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告または前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合、若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置または予防措置を講じる。

2. 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般または必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

第 16 条 輸送の安全に関する基本的な方針等については、毎年度、外部に公表する。

2. 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第 17 条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に、および適時適切に見直しを行なう。

2. 輸送の安全に関する事業運営上の方針作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置または予防措置等を記録し、これを適切に保存する。

(改廃)

第 18 条 本規程の改廃は、取締役会の決議による。ただし、細部事項及び軽易な改定はその限りではない。

平成 18 年 10 月 1 日制定

平成 24 年 4 月 12 日改訂

平成 24 年 5 月 16 日改訂